

株主議決権行使状況の概要について（平成 16 年 4 月～6 月）

1. 国内株式

（パッシブ運用受託機関 8 社、アクティブ運用受託機関 13 社）

(1) 概況

全社が、株主議決権行使を行っている。会社提案への反対・棄権率は、上昇しつつある。

(2) スクリーニング基準

パッシブ運用受託機関 6 社が、事務の効率化のため、一定期間の業績不振や反社会的行為等をスクリーニング基準とし、スクリーニング基準に該当した社に精査の対象を限定している。

アクティブ運用受託機関 11 社は、スクリーニング基準を設けずに保有する全銘柄を対象に精査を行っているが、このうち 5 社は、議案のうち、配当の適否等に精査の対象を絞っている。

(3) 会社機関に関する提案

取締役・監査役の選任については、主に次のような場合に会社提案への反対が行われた。

ア 一定期間の業績不振や反社会的行為に対して、当該役員に有責性が認められる場合（パッシブ全社、アクティブ 4 社）

イ 社外取締役等の有無、社外取締役等がいる場合にはその独立性等を理由に選任に反対する場合（パッシブ 7 社、アクティブ 10 社）

(4) 役員報酬等に関する議案

退職慰労金の贈呈については、取締役等の選任と同様、業績不振や反社会的行為を理由にする（パッシブ全社、アクティブ 9 社）ほか、社外取締役等への贈呈には一律に反対した例が見られた（パッシブ 2 社、アクティブ 4 社）。

ストックオプションについては、株式価値の希薄化等を共通の反対理由としているが、このほか、社外取締役等への付与には一律に反対する例が見られた（パッシブ 2 社、アクティブ 3 社）。

(5) その他

利益等の処分については、配当性向が低い、業績不振にもかかわらず役員賞与が支給されている等が主たる反対理由である。

定款変更については、商法改正に伴う自社株買いを取締役会の議決で決定させる提案について、少数株主の利益を理由に反対した例が大多数であった。

株主提案については、全社がこれを精査の対象にしていたが、株主提案に賛成した場合の理由としては、役員報酬の情報開示への賛成が多かった。

2. 外国株式

(パッシブ運用受託機関7社、アクティブ運用受託機関11社)

(1) 概況

全社が、株主議決権行使を行っている。行使対象国は、各国における状況を反映して相違が見られる。

(2) 行使対象国

従来より米国及び欧州等の一部とする運用受託機関が多い。すべての国を対象としている運用受託機関はアクティブに多い。(パッシブ1社、アクティブ5社)

すべての国を行使対象国としていないのは、議決権行使をする場合に売買制限がある等の理由による。

(3) 議決権行使コンサルタントの活用

全社で活用が行われている(*)。単なる助言にとどめ最終的には自社で判断するケースから、自社ガイドラインにしたがってコンサルタントに分析をさせるケースまで活用の具体的態様は様々である。

コンサルタントを使う理由としては、専門的判断の活用のほか、第三者の判断を組み入れることで利益相反のおそれを減少させる等があげられている。

(*)国内株式の場合、コンサルタントを活用する社は4社と少数である。

3. 議決権行使の課題(各運用受託機関からあげられたもの)

(1) 国内株式

株主総会集中時の対応、電子媒体による議案通知サービスの活用、賛否の判断に必要な情報開示等

(2) 外国株式

議決権行使時間の制約、賛否の判断に必要な情報開示、各国の法制度・慣習等の把握等

平成16年度株主議決権行使状況報告(平成16年4月～6月)

1. 国内株式の状況

(1) 運用受託機関の対応状況

行使状況		運用受託機関数	割合
議決権	行使	21社	100%
	不行使	0社	0%
	計	21社	100%

*社数については16年3月末

(2) 議決権行使状況

議案別行使状況(4～6月)

(単位:延べ議案件数)

議案		計	賛成	反対	
スクリーニング基準のみで対応		82,455 (100.0%)	82,455 (100.0%)	0 (0.0%)	
議案ごとに対応	会社機関に関する提案	取締役の選任 (社外取締役を含む)	36,760 (100.0%)	34,393 (93.6%)	2,367 (6.4%)
		監査役の選任 (社外監査役を含む)	10,845 (100.0%)	9,741 (89.8%)	1,104 (10.2%)
	役員報酬等に関する議案	役員報酬	551 (100.0%)	539 (97.8%)	12 (2.2%)
		退任役員退職慰労金の贈呈	4,940 (100.0%)	3,887 (78.7%)	1,053 (21.3%)
		ストックオプションの付与	1,696 (100.0%)	1,293 (76.2%)	403 (23.8%)
	資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	利益等の処分 (役員賞与を含む)	6,054 (100.0%)	5,746 (94.9%)	308 (5.1%)
		自己株式取得	328 (100.0%)	321 (97.9%)	7 (2.1%)
		合併・営業譲渡・譲受、 会社分割等	425 (100.0%)	417 (98.1%)	8 (1.9%)
	定款変更に関する議案		6,557 (100.0%)	5,508 (84.0%)	1,049 (16.0%)
	その他の議案		964 (100.0%)	874 (90.7%)	90 (9.3%)
(小計)		69,120 (100.0%)	62,719 (90.7%)	6,401 (9.3%)	
合計		151,575 (100.0%)	145,174 (95.8%)	6,401 (4.2%)	
うち株主提案(再掲)		1,113 (100.0%)	89 (8.0%)	1,024 (92.0%)	

()内は各議案の計に対する割合
反対には、棄権500件を含む

2. 外国株式の状況

(1) 運用受託機関の対応状況

行使状況		運用受託機関数	割合
議決権	行使	18 社	100.0 %
	不行使	0 社	0.0 %
	計	18 社	100.0 %

* 社数については16年3月末

議決権を行使した16社に係る行使状況			
行使国	米国のみ	0 社	0.0 %
	米国及び欧州等の一部	12 社	66.7 %
	すべて	6 社	33.3 %

(2) 議決権行使状況

議案別行使状況(4~6月)

(単位:延べ議案件数)

議案		計	賛成	反対	
スクリーニング基準のみで対応		11,865 (100.0%)	10,679 (90.0%)	1,186 (10.0%)	
議案ごとに対応	会社機関に関する提案	取締役の選任 (社外取締役を含む)	20,862 (100.0%)	20,046 (96.1%)	816 (3.9%)
		監査役の選任 (社外監査役を含む)	3,248 (100.0%)	3,218 (99.1%)	30 (0.9%)
	役員報酬等に関する議案	役員報酬	1,768 (100.0%)	1,251 (70.8%)	517 (29.2%)
		退任役員の退職慰労金の贈呈	76 (100.0%)	35 (46.1%)	41 (53.9%)
		ストックオプションの付与	1,431 (100.0%)	1,053 (73.6%)	378 (26.4%)
	資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	利益等の処分 (役員賞与を含む)	2,034 (100.0%)	1,971 (96.9%)	63 (3.1%)
		自己株式取得	1,456 (100.0%)	1,435 (98.6%)	21 (1.4%)
		合併・営業譲渡・譲受、 会社分割等	1,129 (100.0%)	952 (84.3%)	177 (15.7%)
	定款変更に関する議案		1,645 (100.0%)	1,356 (82.4%)	289 (17.6%)
	その他の議案		9,779 (100.0%)	5,472 (56.0%)	4,306 (44.0%)
(小計)		43,428 (100.0%)	36,789 (84.7%)	6,638 (15.3%)	
合計		55,293 (100.0%)	47,468 (85.8%)	7,824 (14.2%)	
うち株主提案(再掲)		6,278 (100.0%)	907 (14.4%)	5,371 (85.6%)	

()内は各議案の計に対する割合
反対には、棄権2,995件を含む

議決権行使件数 年度比較

		13年度	14年度	15年度	16年度
国内株式	会社提案に反対・棄権	132件 0.5%	1872件 2.2%	2594件 2.8%	5377件 3.6%
	株主提案に賛成	15件 2.2%	38件 3.7%	48件 5.8%	89件 8.0%
外国株式	会社提案に反対・棄権	412件 5.8%	2336件 9.9%	1513件 4.6%	2543件 5.0%
	株主提案に賛成	123件 25.8%	381件 15.2%	999件 28.0%	907件 14.4%

パッシブ

		13年度	14年度	15年度	16年度
国内株式	会社提案に反対・棄権	23件 0.2%	1525件 2.6%	1401件 2.0%	3395件 2.7%
	株主提案に賛成	0件 0.0%	23件 4.7%	20件 4.4%	49件 8.1%
外国株式	会社提案に反対・棄権	409件 8.7%	2149件 13.1%	1064件 5.5%	1673件 4.6%
	株主提案に賛成	116件 31.2%	225件 15.2%	592件 32.2%	597件 11.6%

アクティブ

		13年度	14年度	15年度	16年度
国内株式	会社提案に反対・棄権	109件 0.9%	347件 1.3%	1193件 5.3%	1982件 7.6%
	株主提案に賛成	15件 2.4%	15件 2.7%	28件 7.7%	40件 7.9%
外国株式	会社提案に反対・棄権	3件 0.1%	187件 2.6%	449件 3.3%	780件 6.1%
	株主提案に賛成	7件 6.7%	156件 15.1%	407件 23.5%	310件 26.9%

- 年金積立金の運用の基本方針 -

第3 年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

四 個別銘柄株の選択及び株主議決権の行使の制限

基金は、企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

また、株主議決権を行使することは投資収益を目的とする株主として当然であるが、公的機関である基金が直接議決権を行使する場合、国が民間企業の経営に影響を与える等の懸念を生じさせるおそれがあるので、基金が直接行うのではなく、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。

この場合、基金は、運用受託機関への委託に際し、議決権行使の目的は長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示す。

基金は、株式議決権に関する以上のような考え方を「管理運用方針」に定めるとともに、議決権の行使に関する運用受託機関の方針や行使状況について報告を求める。なお、企業に反社会的行為があった場合の運用受託機関の対応方針等についても基金は報告を求める。

- 管理運用方針 -

第3 . 運用受託機関の管理に関する事項

2 . 運用ガイドライン

(2) 各資産に共通する事項等

株主議決権行使の基準

ア . 株主議決権行使に当たっての基本的考え方

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、運用受託機関において行使するものとする。

イ . 運用受託機関の株主議決権の行使に関する方針及び行使状況の把握

運用受託機関は、株主議決権の行使に関する方針を基金に提出するものとする。なお、運用受託機関は、当該方針の中で、企業に反社会的行為があった場合の対応についても明記しなければならない。

運用受託機関は、毎年度、株主議決権の行使状況を基金に報告するものとする。